

## つくば市議会委員会傍聴規則（平成25年つくば市議会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条 (略) (傍聴席の区分)	第1条 (略) (傍聴席の区分)
第2条 傍聴席は、必要に応じ、委員長が一般席、 <u>車椅子使用者席</u> 及び報道関係者席に区分する。	第2条 傍聴席は、必要に応じ、委員長が一般席 _____ 及び報道関係者席に区分する。
2 (略)	2 (略)
第3条 (略) (傍聴券)	第3条 (略) (傍聴券)
第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券、 <u>車椅子使用者傍聴券</u> 及び報道関係者傍聴券とする。	第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券 _____ 及び報道関係者傍聴券とする。
2—4 (略)	2—4 (略)
第5条 (略) (傍聴席に入ることができない者等)	第5条 (略) (傍聴席に入ることができない者 )
第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席（前条第2項の規定により設けられた臨時の傍聴席を含む。以下同じ。）に入ることができない。 (1) (略) (2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u> (3) (略) (4) <u>前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u>	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席（前条第2項の規定により設けられた臨時の傍聴席を含む。以下同じ。）に入ることができない。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>異様な服装をしている者</u> (4) <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u> (5) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u> (6) <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u>

2 委員長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号又は第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 (略)

第7条 (略)

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) (略)

(4)・(5) (略)

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

第10条 (略)

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

第12条 (以下略)

2 (略)

第7条 (略)

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) (略)

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7)・(8) (略)

(撮影及び録音の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において撮影又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

第10条 (略)

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

第12条 (以下略)